

諮問番号 : 令和7年度諮問第4号(令和7年6月30日付け)

答申番号 : 令和7年度答申第6号(令和8年1月13日付け)

答 申

審査請求人〇〇が令和6年12月26日付けで提起した処分庁〇〇市福祉事務所長による生活保護変更申請却下決定処分(令和〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号。以下「本件処分」という。)に係る審査請求(以下「本件審査請求」という。)について、審査庁岐阜県知事(以下「審査庁」という。)から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は棄却すべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

審査請求人は、自身が原告となっている訴訟に関して〇〇裁判所に出頭するために利用した福祉有償運送の費用について生活保護変更申請を行った。

当該申請を受けた処分庁は、これを却下する旨の本件処分をした。

本件審査請求は、審査請求人が本件処分の取消し及び乗車船券の交付(移送費の給付)を求めて提起したものである。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は多岐にわたるが、本件処分に関しおおむね次のように述べ、本件処分は取り消されるべきであると主張する。

(1) 令和〇年〇〇月〇〇日付けの生活保護変更申請(以下「本件申請」という。)に係る福祉有償運送の料金表を確認すると、民間のタクシー料金より廉価であることは明らかであり、生活扶助、医療扶助及び介護扶助の「移送に必要な最小限度の額」に該当する。本件処分は、「移送に必要な最小限度の額」とする旨の規定に反し、違法である。

(2) 「介護扶助と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

に基づく自立支援給付との適用関係等について」（平成19年3月29日付け社援保発第0329004号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「適用関係通知」という。）第2の1には、他人介護料（生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号（令和7年厚生労働省告示第132号による改正前のもの）。以下「保護基準」という。）別表第1第2章2(5)の規定により介護人を付けるための費用として算定される障害者加算をいう。以下同じ。）の算定について、「在宅の被保護者が、介護保険給付、介護扶助及び介護給付費等によるサービスを利用可能限度まで利用し、それでもなお、介護需要が満たされない場合において、家族以外の者から介護を受けることを支援するために行うもの」と規定されており、審査請求人は介護給付費等を限度額まで利用しているから、他人介護料を算定する要件を満たしている。

- (3) 処分庁が本件処分をするに当たり、生活保護の趣旨及び目的に従って「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第3の間12の問答を解釈適用し、身体障害者である審査請求人が自動車を利用しなければ日常生活を円滑に営むことが困難であるかどうかについて十分に検討すべき職務上の注意義務を尽くしていれば、審査請求人が自動車を利用しなければ日常生活を円滑に営むことが困難であることを認識することが可能であった。
- (4) 処分庁は、高齢者インフルエンザ定期予防接種及び接種券交付手続に係る移送費、参議院議員通常選挙の投票に係る移送費、マイナンバーカード受取に係る移送費、介護サービス担当者会議への出席に係る移送費、〇〇月分通院及び新型コロナウイルスワクチン〇〇回目接種に係る移送費、〇〇市議会議員選挙期日前投票に係る移送費等を支給している。
- (5) 「平成20年4月以降における通院等介助の取扱いについて」（平成20年4月25日付け障障発第0425001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知。以下「通院等介助通知」という。）は「「通院介助」を「通院等介助」として居宅介護における通院介助の対象範囲を官公署まで拡大したところである」とし、通院等の範囲のひとつとして、「官公署（国、都道府県及び市町村の機関、外国公館（外国の大使館、公使館、領事館その他これに準ずる施設をいう。）並びに指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所。以下同じ。）に公的手続又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために訪れる場合」を掲げている。

(6) 処分庁が行った保護（生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第2条に規定する保護をいう。以下同じ。）の開始決定の手續は、平成〇〇年〇〇月〇〇日に発生した交通事故（以下「本件交通事故」という。）の加害者に対する審査請求人の損害賠償請求権を代位取得せずにされたものであり、憲法第14条並びに法の趣旨及び目的に反し、重大かつ明白な違法がある。本件処分は、その違法を承継している。

また、令和〇年〇〇月〇〇日に処分庁がした生活保護変更申請却下決定処分は、信義則違反及び公序良俗違反に該当し、理由の付記に不備があり、違法である。本件処分は、その違法を承継している。

(7) 本件処分に係る保護決定通知書に記載された理由だけでは、事実関係やどのような基準を適用して処分を行ったかを全く記載しておらず、法の趣旨を満たす処分理由を審査請求人が知ることができたとは考えられず、憲法第31条が保障する行政事件を含めた全ての事件について裁判を受ける権利に反し、違憲及び違法があり、本件処分における理由付記の不備の瑕疵は治癒されない。

2 なお、審査請求人は、上記1のほか、①〇〇市長による個人情報不開示決定の違法（不作為の違法）、②審査請求人は平成〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇市民であること、③本件交通事故の加害者に対して審査請求人が有する損害賠償請求権を〇〇市あるいは処分庁が代位取得しなかったことの違法、④本件交通事故の加害者に対する審査請求人の損害賠償請求権を同市あるいは処分庁が剥奪することに加担したというべき状況を作成して法の下での平等（憲法第14条）に反する差別的取扱いをしたこと、⑤平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までの間において同市長が審査請求人に国民健康保険料の賦課決定を行わなかったことの違法、⑥同市長がした平成〇〇年〇〇月〇〇日付け「個人情報訂正等決定通知書」の処分は、選挙権の行使の制限という法的効果をもたらす行政処分に当たること、⑦審査請求人の「本人確認情報」を同市長が令和〇年〇〇月〇〇日まで岐阜県知事に電気通信回線を通じて送信しなかったことの違法、⑧法第78条の規定による費用徴収決定処分に係る審査請求について同市長が行った裁決の誤り、⑨当該費用徴収決定処分に係る再審査請求について同県知事が行った裁決の違法、⑩自動車事故による損害賠償金に係る資力発生日、⑪審査請求人と同市との間の損害賠償請求訴訟において同市が裁判所を欺罔し誤った判決を出させたことが不法行為や注意義務違反に該当すること等を主張している。

第4 審理員意見書の要旨

審理員意見書には、本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、本件審査請求は棄却されるべきである旨記載されており、その理由はおおむね次のとおりである。

審査請求人が、自身が原告となっている〇〇裁判所令和〇年（〇〇）第〇〇号事件（以下「本件訴訟」という。）の口頭弁論に出頭するために要した費用は、最低限度の生活を保障する保護の対象となるものではない。

また、審査請求人が本件訴訟の口頭弁論のために〇〇裁判所に出頭したことは、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7の2(7)ア(ア)から(カ)までのいずれにも該当しないほか、法第15条第6号に規定する医療扶助に係る移送又は法第15条の2第1項第9号に規定する介護扶助に係る移送のいずれにも該当しない。

したがって、審査請求人が原告となっている本件訴訟の口頭弁論への出頭に要した福祉有償運送の費用を求める本件申請について、処分庁がこれを却下する旨の本件処分を行ったことに違法又は不当な点はない。

第5 審査庁の説明の要旨

当審査会に対する審査庁の説明の要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 審理員による審理手続は、適正であったこと。
- 2 審理員による事実認定及び法令解釈は、妥当であると考えられること。
- 3 よって、審理員の判断と同様、本件審査請求は棄却するのが相当であること。

第6 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和7年 6月30日	諮問
令和7年11月20日	審議（第30回第1部会）

第7 審査会の判断の理由

当審査会は、審理員意見書及び事件記録に基づき本件審査請求について検討した結果、次のとおり判断する。

1 法の規定等

(1) 法

ア 法第1条は、この法律の目的について、次のとおり規定している。

「第1条 この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」

イ 法第3条は、最低生活について、次のとおり規定している。

「第3条 この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」

ウ 法第4条は、保護の補足性について、次のとおり規定している。

「第4条 略

2 民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

3 略

エ 法第7条は、申請保護の原則について、次のとおり規定している。

「第7条 保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基いて開始するものとする。但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。」

オ 法第8条は、基準及び程度の原則について、次のとおり規定している。

「第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

2 略

カ 法第11条は、種類について、次のとおり規定している。

「第11条 保護の種類は、次のとおりとする。

- 一 生活扶助
- 二 教育扶助
- 三 住宅扶助
- 四 医療扶助
- 五 介護扶助

六 出産扶助

七 生業扶助

八 葬祭扶助

2 略

キ 法第12条は、生活扶助について、次のとおり規定している。

「第12条 生活扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

一 略

二 移送

ク 法第15条は、医療扶助について、次のとおり規定している。

「第15条 医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。

一から五まで 略

六 移送

ケ 法第15条の2は、介護扶助について、次のとおり規定している。

「第15条の2 介護扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない要介護者（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者をいう。第3項において同じ。）に対して、第1号から第4号まで及び第9号に掲げる事項の範囲内において行われ、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない要支援者（同条第4項に規定する要支援者をいう。以下この項及び第6項において同じ。）に対して、第5号から第9号までに掲げる事項の範囲内において行われ、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない居宅要支援被保険者等（同法第115条の4第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。）に相当する者（要支援者を除く。）に対して、第8号及び第9号に掲げる事項の範囲内において行われる。

一から八まで 略

九 移送

2から7まで 略

コ 法第24条は、申請による保護の開始及び変更について、次のとおり規定している。

「第24条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところに

より、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。

一から五まで 略

2 略

3 保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。

4 前項の書面には、決定の理由を付さなければならない。

5から8まで 略

9 第1項から第7項までの規定は、第7条に規定する者からの保護の変更の申請について準用する。

10 略

(2) 保護基準

ア 保護基準別表第1第2章2は、障害者加算について、次のとおり定めている。なお、保護基準は、法第8条第1項に規定する「厚生労働大臣の定める基準」である。

「2 障害者加算

(1) 略

(2) 障害者加算は、次に掲げる者について行う。

ア 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の身体障害者障害程度等級表（以下「障害等級表」という。）の1級若しくは2級又は国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表に定める1級のいずれかに該当する障害のある者（症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となつた傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後1年6月を経過した者に限る。）

イ 障害等級表の3級又は国民年金法施行令別表に定める2級のいずれかに該当する障害のある者（症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となつた傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後1年6月を経過した者に限る。）。ただし、アに該当する者を除く。

(3)及び(4) 略

(5) 介護人をつけるための費用を要する場合においては、別に、71,200円の範囲内において必要な額を算定するものとする。」

イ 保護基準別表第1第3章3は、移送費について、次のとおり定めている。

「3 移送費

移送費の額は、移送に必要な最小限度の額とする。」

ウ 保護基準別表第4は、医療扶助基準について、次のとおり定めている。

「別表第4 医療扶助基準

1から3まで	略	略
4	移送費	移送に必要な最小限度の額

エ 保護基準別表第5は、介護扶助基準について、次のとおり定めている。

「別表第5 介護扶助基準

1	略	略
2	移送費	移送に必要な最小限度の額

(3) 局長通知

ア 局長通知第6は、他法他施策の活用について、次のとおり定めている。なお、局長通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第3項に規定する「第1号法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準」である。

「第6 他法他施策の活用

次に掲げるものは、特にその活用を図ること。また、活用を図るべきものはこれらに限られるものではないので、これら以外のものの活用についても、留意すること。

1から3まで 略

4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

5から40まで 略」

イ 局長通知第7の2(7)は、移送費について、次のとおり定めている。

「(7) 移送費

ア 移送は、次のいずれかに該当する場合において、他に経費を支出する方法がないときに乗車船券を交付する等なるべく現物給付の方法によって行なうこととし、移送費の範囲は、(ケ)又は(サ)において別に定めるもののほか、必要最小限度の交通費、宿泊料及び飲食物費の額とすること。この場合、(ア)若しくは(イ)に該当する場合であって実施機関の委託により使役する者があるとき、(ウ)、(オ)、(コ)

若しくは(シ)に該当する場合であって付添者を必要とするとき又は(エ)に該当する場合の被扶養者にあつては、その者に要する交通費、宿泊料及び飲食物費並びに日当（実施機関の委託により使役する者について必要がある場合に限る。）についても同様の取扱いとすること。

- (ア) 生計の途がなく、かつ、一定の住居を持たない者で、野外において生活している者、外国からの帰還者等やむを得ない状態にあると認められる要保護者を扶養義務者その他の確実な引取り先に移送する必要があると認められる場合
- (イ) 要保護者を保護の必要上遠隔地の保護施設等へ移送する場合
- (ウ) 被保護者が実施機関の指示又は指導をうけて他法による給付の手続、施設入所手続、就職手続及び検診等のため当該施設等へ出向いた場合
- (エ) 被保護者が実施機関の指示又は指導をうけてその者の属する世帯の世帯員として認定すべき被扶養者を引取りに行く場合
- (オ) 被保護者が障害者支援施設、公共職業能力開発施設等に入所し若しくはこれらの施設から退所する場合又はこれらの施設に通所する場合であつて、身体的条件、地理的条件又は交通事情により、交通費を伴う方法以外には通所する方法が全くないか又はきわめて困難である場合
- (カ) (オ)に掲げる施設等に入所している被保護者が当該施設の長の指導により出身世帯に一時帰省する場合又はこれらの施設に入所している者の出身世帯員（被保護世帯に限る。）がやむを得ない事情のため当該施設の長の要請により当該施設へ行く場合
- (キ) 被保護者が実施機関の指示又は指導をうけて求職又は施設利用のため熱心かつ誠実に努力した場合
- (ク) 被保護世帯員のいずれかが入院したため当該患者の移送以外に実施機関が認める最小限度の連絡を要する場合
- (ケ) 被保護者（その委託による代理人を含む。）が、当該被保護者の配偶者、3親等以内の血族若しくは2親等以内の姻族であつて他に引取りのない遺体、遺骨を引取りに行く場合又はそれらの者の遺骨を納めに行く場合で実施機関がやむを得ないと認めたとき。
この場合、遺体の運搬費を要するときは、その実費を認定して

差しつかえない。

- (コ) 被保護者が、配偶者、3親等以内の血族若しくは2親等以内の姻族が危篤に陥っているためそのもとへ行く場合又はそれらの者の葬儀に参加する場合で実施機関がやむを得ないと認めたとき。
- (ク) 被保護者が転居する場合又は住居を失なった被保護者が家財道具を他に保管する場合及びその家財道具を引き取る場合で、真にやむを得ないとき。この場合、荷造費及び運搬費を要するときは、実施機関が事前に承認した必要最小限度の額を認定して差しつかえない。
- (ク) 被保護者が出産又は妊婦健診（妊婦に対する健康診査についての望ましい基準（平成27年3月31日厚生労働省告示第226号）に基づき公費負担の限度となっている回数に限る）のため病院、助産所等へ入院、入所し、又は退院、退所、通院又は通所する場合
- (ケ) 刑務所、少年院等に入所している者の出身世帯員（被保護世帯に限る。）がやむを得ない事情のため当該施設の長の要請により当該施設へ行く場合
- (ケ) アルコールやその他薬物などの依存症若しくはその既往のある者又はその同一世帯員が、病状改善や社会復帰の促進を図ることを目的とする事業や団体の活動を継続的に活用する場合若しくは当該事業や団体の実施する2泊3日以内の宿泊研修（原則として当該都道府県内に限る。）に参加する場合又は精神保健福祉センター、保健所等において精神保健福祉業務として行われる社会復帰相談指導事業等の対象者若しくはその同一世帯員が、その事業を継続的に活用する場合であって、それがその世帯の自立のため必要かつ有効であると認められるとき。
- (ク) 被保護者が子の養育費の支払いを求める調停又は審判のため家庭裁判所に出頭する場合
- (ク) 被保護者が実施機関の被保護者健康管理支援事業に基づく受診勧奨による、健診（例えば、健康増進法に基づく健康診査）又は保健指導のため通院又は通所する場合

イ 略

- (4) 「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日社

発第727号厚生省社会局長通知。以下「医療扶助通知」という。)

医療扶助通知第3の9(2)は、給付の範囲について、次のとおり定めている。なお、医療扶助通知は、地方自治法第245条の9第3項に規定する「第1号法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準」である。

「9 移送の給付

(1) 略

(2) 給付の範囲

アからクまでに掲げる場合において給付を行う。

受診する医療機関については、原則として要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する医療機関に限るものであること。

ただし、傷病等の状態により、要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する医療機関での対応が困難な場合は、専門的治療の必要性、治療実績、患者である被保護者と主治医との信頼関係、同一の病態にある当該地域の他の患者の受診行動等を総合的に勘案し、適切な医療機関への受診が認められる。

ア 医療機関に電車・バス等により受診する場合で、当該受診に係る交通費が必要な場合

イ 被保護者の傷病、障害等の状態により、電車・バス等の利用が著しく困難な者が医療機関に受診する際の交通費が必要な場合

ウ 検診命令により検診を受ける際に交通費が必要となる場合

エ 医師の往診等に係る交通費又は燃料費が必要となる場合

オ 負傷した患者が災害現場等から医療機関に緊急に搬送される場合

カ 離島等で疾病にかかり、又は負傷し、その症状が重篤であり、かつ、傷病が発生した場所の付近の医療機関では必要な医療が不可能であるか又は著しく困難であるため、必要な医療の提供を受けられる最寄りの医療機関に移送を行う場合

キ 移動困難な患者であって、患者の症状からみて、当該医療機関の設備等では十分な診療ができず、医師の指示により緊急に転院する場合

ク 医療の給付対象として認められている移植手術を行うために、臓器等の摘出を行う医師等の派遣及び摘出臓器等の搬送に交通費又は搬送代が必要な場合（ただし、国内搬送に限る。）

なお、福祉事務所において審査の結果、なお疑義がある場合及び上

記の範囲で対応が困難な場合については、都道府県本庁に技術的助言を求めた上で、移送の給付が真に必要であると認められる場合には、給付を認めて差し支えないこと。

(3)及び(4) 略

(5) 「生活保護法による介護扶助の運営要領について」（平成12年3月31日社援第825号厚生省社会・援護局長通知。以下「介護扶助通知」という。）

介護扶助通知第5の6は、移送について、次のとおり定めている。なお、介護扶助通知は、地方自治法第245条の9第3項に規定する「第1号法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準」である。

「6 移送

移送費の支給は、次のいずれかに該当する場合に行うものとし、その費用は最小限度の実費とすること。なお、エについては、なるべく現物給付の方法によって行うこと。

ア 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、第1号訪問事業及び第1号通所事業の利用に伴う交通費又は送迎費（要保護者の居宅が当該事業所の通常の事業の実施地域以外である事業者により行われる場合であって、近隣に適当な事業者がない等真にやむを得ないと認められる場合に限る。）

イ 短期入所生活介護、短期入所療養介護、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護の利用に伴う送迎費

ウ 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導のための交通費

エ 介護施設へ入所、退所に伴う移送のための交通費

(6) 課長通知第3は、資産の活用について、次のとおり定めている。

「第3 資産の活用

問1から問11まで 略

問12 次のいずれかに該当する場合は自動車の保有を認めてよいか。

- 1 障害者（児）が通院、通所及び通学（以下「通院等」という。）のために自動車が必要とする場合
- 2 公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者が通院等のために自動車が必要とする場合

答 次のいずれかに該当し、かつ、その保有が社会的に相当と認められるときは、次官通知第3の5にいう「社会通念上処分させることを相当としないもの」としてその保有を認めて差しつかえない。

- 1 障害（児）者が通院等のために自動車が必要とする場合であって、次のいずれにも該当する場合

- (1) 障害（児）者の通院等のために定期的に自動車を利用されることが明らかな場合であること。

- (2) 当該者の障害の状況により利用し得る公共交通機関が全くないか又は公共交通機関を利用することが著しく困難であって、他法他施策による送迎サービス、扶養義務者等による送迎、医療機関等の行う送迎サービス等の活用が困難であり、また、タクシーでの移送に比べ自動車での通院が、地域の実態に照らし、社会通念上妥当であると判断される等、自動車により通院等を行うことが真にやむを得ない状況であることが明らかに認められること。

- (3) 自動車の処分価値が小さく、又は構造上身体障害者用に改造してあるものであって、通院等に必要最小限のもの（排気量がおおむね2000cc以下）であること。

- (4) 自動車の維持に要する費用（ガソリン代を除く。）が他からの援助（維持費に充てることを特定したものに限る。）、他施策の活用等により、確実にまかなわれる見通しがあること。

- (5) 障害者自身が運転する場合又は専ら障害（児）者の通院等のために生計同一者若しくは常時介護者が運転する場合であること。

なお、以上のいずれかの要件に該当しない場合であっても、その保有を認めることが真に必要なとする特段の事情があるときは、その保有の容認につき厚生労働大臣に情報提供すること。

- 2 公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者が通院等のために自動車が必要とする場合であって、次のいずれにも該当する場合

- (1) 当該者の通院等のために定期的に自動車を利用されることが明

らかな場合であること。

- (2) 他法他施策による送迎サービス、扶養義務者等による送迎、医療機関等の行う送迎サービス等の活用が困難であり、また、タクシーでの移送に比べ自動車での通院が、地域の実態に照らし、社会通念上妥当であると判断される等、自動車により通院等を行うことが真にやむを得ない状況であることが明らかに認められること。
- (3) 自動車の処分価値が小さく、通院等に必要最小限のもの（排気量がおおむね2000cc以下）であること。
- (4) 自動車の維持に要する費用（ガソリン代を除く。）が他からの援助（維持費に充てることを特定したものに限る。）等により、確実に賄われる見通しがあること。
- (5) 当該者自身が運転する場合又は専ら当該者の通院等のために生計同一者若しくは常時介護者が運転する場合であること。

問13から問23まで 略

(7) 適用関係通知

適用関係通知第2は、他人介護料の算定の考え方について、次のとおり定めている。なお、適用関係通知は、介護扶助と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく自立支援給付との適用関係及び他人介護料の取扱いについて整理された通知であり、地方自治法第245条の9第3項に規定する「第1号法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準」である。

「第2 他人介護料の算定の考え方について

1 基本的取扱い

他人介護料の算定は、在宅の被保護者が、介護保険給付、介護扶助及び介護給付費等によるサービスを利用可能限度まで利用し、それでもなお、介護需要が満たされない場合において、家族以外の者から介護を受けることを支援するために行うものであること。

そのため、次のいずれかに該当する場合には、他人介護料を算定してはならないこと。

- (1) 要介護認定、障害程度区分の認定を受けていない場合
- (2) 上記の認定は受けているが、介護保険給付、介護扶助、介護給付費等により活用可能なサービスを最大限利用していない場合

(8) 障害者総合支援法

障害者総合支援法第1条は、目的について、次のとおり規定している。

「第1条 この法律は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的にを行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。」

(9) 通院等介助通知

通院等介助通知は、平成20年4月以降における通院等介助の取扱いについて、次のとおり定めている。

「 「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第523号。平成25年4月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準）の一部が改正され、「通院介助」を「通院等介助」として居宅介護における通院介助の対象範囲を官公署まで拡大したところである。

また、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18年10月31日付障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。平成25年4月から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」）についても同様の改正を行ったところであるが、官公署の具体的範囲並びにその具体的な取扱いは下記のとおりであり、平成20年4月1日より適用

することとしたので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図られたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1 略

2 通院等の範囲について

「通院等」の範囲（以下「移動先」という。）については、以下の(1)から(3)に掲げるものであること。

(1) 略

(2) 官公署（国、都道府県及び市町村の機関、外国公館（外国の大使館、公使館、領事館その他これに準ずる施設をいう。）並びに指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所。以下同じ。）に公的手続又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために訪れる場合

(3) 略

3 略

別紙1から5まで 略

(10) 行政手続法

行政手続法第8条は、理由の提示について、次のとおり規定している。

「第8条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、法令に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。

2 略

2 本件処分について

(1) 本件処分について

ア 審査請求人は、自身が原告となっている本件訴訟の口頭弁論に出頭するため裁判所に行った際の費用を申請したところ、処分庁が審査請求人に対し、本件訴訟のために〇〇裁判所に出頭するよう指示又は指導をし

た事実は認められない。さらに、処分庁が審査請求人に対し、本件訴訟を提起するよう指示又は指導をした事実も認められない。

よって、審査請求人が本件訴訟の口頭弁論のために〇〇裁判所に出頭したことは、局長通知第7の2(7)ア(ウ)の「被保護者が実施機関の指示又は指導を受けて他法による給付の手続、施設入所手続、就職手続及び検診等のため当該施設等へ出向いた場合」に当たらない。このほか、局長通知第7の2(7)ア(ア)、(イ)及び(エ)から(ク)までのいずれにも該当しないことは明らかである。

イ なお、審査請求人が本件訴訟の口頭弁論のために〇〇裁判所に出頭したことが法第15条第6号に規定する医療扶助に係る移送又は法第15条の2第1項第9号に規定する介護扶助に係る移送のいずれにも該当しないことも明らかである。

ウ したがって、審査請求人が原告となっている本件訴訟の口頭弁論への出頭に要した福祉有償運送の費用を求める本件申請について、処分庁がこれを却下する旨の本件処分を行ったことに違法又は不当な点はない。

(2) 審査請求人の主張について

ア 上記第3の1(1)の主張について

審査請求人は、本件申請に係る福祉有償運送に要した費用は民間のタクシー料金より廉価であり、生活扶助、医療扶助及び介護扶助の「移送に必要な最小限度の額」に該当する旨主張する。

この点、生活扶助の移送費は局長通知第7の2(7)ア(ア)から(ク)までに、医療扶助の移送費は医療扶助通知第3の9(2)アからクまでに、介護扶助の移送費は介護扶助通知第5の6アからエまでにそれぞれ該当する場合に支給するものであるところ、審査請求人が処分庁の指示又は指導によらず、本件訴訟の口頭弁論への出頭に要した福祉有償運送の費用は、これらのいずれにも該当しないことは明らかである（上記第7の2(1)ア及びイ）。

よって、審査請求人の主張には理由がない。

イ 上記第3の1(2)の主張について

審査請求人は、介護給付費等を限度額まで利用しているから、他人介護料を算定する要件を満たしている旨主張する。

この点、障害者加算のひとつである他人介護料は、「障害者加算の支給対象に該当する者であって、その障害のため日常起居動作に著しい障害があることから他人の介護を必要とする者で現実に他人の介護を受けている場

合に支給するもの」（平成23年5月24日第2回社会保障審議会生活保護基準部会の資料3「生活保護基準の体系等について」（厚生労働省社会・援護局保護課）（<https://www.mhlw.go.jp/content/12002000/001340193.pdf>））とされている。

本件申請に係る福祉有償運送の利用案内をみると、福祉有償運送の利用料は、運送料金が1kmにつき150円、回送料金（お迎え料金）が1回につき150円とされているほか、「福祉有償運送サービスは、基本的に運送のみです。乗降時の介助はできますが、その後の付き添いや介助は、生活支援とし、別に10分につき150円の料金がかかります。」と記載されている。

そして、本件申請に係る生活保護開始（変更）申請書に添付されていた領収証には、「〇〇からの呼び出しによる 片道〇〇km（〇〇円）×〇〇＋迎車（150円）×〇〇」と、本件申請に係る〇〇円の算出根拠が示されている。

よって、本件申請に係る福祉有償運送において、付添いや介助の対価が生じておらず、審査請求人が現実に他人の介護を受けたとは認められない以上は、他人介護料を給付することはできない。

以上により、審査請求人の主張には理由がない。

ウ 上記第3の1(3)の主張について

審査請求人の主張は、処分庁が本件処分をするに当たり、課長通知第3の間12の問答を解釈適用し、審査請求人が自動車を利用しなければ日常生活を円滑に営むことが困難であるかどうかについて十分に検討すべき職務上の注意義務を尽くしておらず、本件処分は違法又は不当であるというものと解される。

しかし、課長通知第3の間12は、通院、通所及び通学のために障害（児）者又は公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者が自動車を保有する基準を示したものであって、移送費の給付基準について示したものではない。そもそも、上記第7の2(1)で述べたとおり、審査請求人が本件訴訟の口頭弁論のために〇〇裁判所に出頭したことが、生活扶助、医療扶助又は介護扶助のいずれの移送費についても給付できる場合に該当しない。

したがって、審査請求人の主張には理由がない。

エ 上記第3の1(4)の主張について

審査請求人は、過去に移送費の給付を受けたことがあるから、本件申請に

係る福祉有償運送の費用も同様に給付されるべきであると主張するものと解される。

しかし、生活保護における移送は一定の要件を満たす場合に給付されるものであるから、過去に移送の給付を受けたことがあるからといって、審査請求人の移動が全て法による移送の対象となるとはいえないから、審査請求人の主張には理由がない。

オ 上記第3の1(5)の主張について

審査請求人の主張を善解すれば、法第4条第2項で「保護の補足性」が、局長通知第6で「他法他施策の活用」がそれぞれ規定されているから、通院等の範囲に官公署が含まれるとする通院等介助通知が優先して適用され、裁判所に行った際の費用についても移送費の給付が認められるべきであると主張するものと解される。

しかし、法第4条第2項の「他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。」との規定及び局長通知第6の「次に掲げるものは、特にその活用を図ること。」との規定は、「社会保険制度に基づく保険給付、恩給、その他最低生活の全部又は一部に充足し得る諸制度による給付又は扶助については、最低生活保障の基底である生活保護制度の発動以前にまずその活用を図らなければならないという趣旨」（「生活保護手帳 別冊問答集 2024年度版」159ページ、中央法規出版株式会社、令和6年8月30日発行）であって、生活保護の適用に際して他の法律に基づく通知が優先して適用される趣旨ではない。

また、法は、生活に困窮する国民に対して「最低限度の生活を保障する」ことが目的である（法第1条）。これに対して、障害者総合支援法は、障害者及び障害児に対して「必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行」うことが目的である（障害者総合支援法第1条）。よって、法に基づく生活保護と障害者総合支援法に基づく給付とは、対象者の範囲や給付の内容が必ずしも一致するものではないから、障害者総合支援法による「通院等介助」が官公署に公的手続のために訪れる場合も対象にしているからといって、法による移送費も同様であるとはいえない。

したがって、審査請求人の主張には理由がない。

カ 上記第3の1(6)の主張について

(ア) 審査請求人は、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けの保護の開始決定は憲法第

14条並びに法の趣旨及び目的に反し、重大かつ明白な違法があり、本件処分はその違法を承継していると主張する。

しかしながら、「先行する行政行為があり、これを前提として後行の行政処分がされた場合には、後行行為の取消訴訟において先行行為の違法を理由とすることができるかどうかの問題となるが、一般に、先行行為が公定力を有するものでないときはこれが許されるのに対し、先行行為が公定力を有する行政処分であるときは、その公定力が排除されない限り、原則として、先行行為の違法性は後行行為に承継されず、これが許されないと解されている（例外的に違法性の承継が認められるのは、先行の行政処分と後行の行政処分が連続した一連の手続を構成し一定の法律効果の発生を目指しているような場合である。）。」（最高裁判所平成20年9月10日大法廷判決（平成17年（行ヒ）第397号）における近藤崇晴裁判官の補足意見）とされている。また、「処分性が認められる行政行為は、いわゆる公定力を有し、正当な権限を有する機関によって取り消されるまでは適法であるとの推定を受け、たとえこれに違法性があつたとしても、原則として、取消訴訟などによって公定力が排除されない限り、その違法性は後行の処分には承継されず、後行処分の取消事由として主張することはできないと解されるが、例外として、先行の行政処分と後行の行政処分とが連続した一連の手続を構成し一定の法律効果の発生を目指している場合は、違法性の承継が認められると解される（前掲最高裁平成20年9月10日大法廷判決における近藤裁判官補足意見参照）。」（東京地方裁判所平成20年12月25日判決（平成17年（行ウ）第622号ほか））とされている。

これを保護の開始決定と変更決定との関係についてみると、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けの保護の開始決定は、法を適用して審査請求人に対する保護を実施することを具現化したものであり、行政処分として公定力を有しているから、原則として、その違法性が後行の行政処分に承継されることはない。そして、法第24条第3項の規定による保護の開始決定は生活に困窮する者に対して法を適用して最低限度の生活の保障を始源的に開始するという処分であり、同条第9項において準用する同条第3項の規定による保護の変更決定は法による保護を受けている者に対して保護の種類、程度及び方法を変更するという処分であると解される。そうすると、両者は異なる性質を有する処分であるとともに、連続した一連の手続を構成し

一定の法律効果の発生を目指しているということもできないから、先行行為が行政処分である場合にその違法性が承継される例外にも当たらない。よって、保護の変更申請を却下した本件処分の取消しを求める本件審査請求において、本件処分に先行して行われた保護開始決定の違法性を審査請求の理由とすることはできない。

また、法第7条には保護は要保護者等の申請に基づいて開始する旨が規定されているところ、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けの審査請求人からの保護の開始申請に基づいて同月〇〇日付けの保護の開始決定がされているから、当該保護の開始決定が重大かつ明白な瑕疵があり無効な処分であるともいえない。よって、当該保護の開始決定が無効であることを前提として本件処分が違法であるということとはできない。

よって、審査請求人の主張には理由がない。

(イ) また、審査請求人は、令和〇年〇〇月〇〇日に処分庁がした保護変更申請却下決定処分の違法を前提として、本件処分はその違法を承継していると主張する。

しかし、令和〇年〇〇月〇〇日に処分庁がした保護変更申請却下決定処分は公定力を有するから、上記第7の2(2)カ(ア)で述べたことと同様に、同処分に違法性があったとしてもその違法性は後行の行政処分に承継されない。また、同処分と本件処分とは、それぞれ異なる申請に対する処分であり、連続した一連の手続を構成し一定の法律効果の発生を目指しているということもできないから、先行行為が行政処分である場合にその違法性が承継される例外にも当たらない。

よって、審査請求人の主張には理由がない。

キ 上記第3の1(7)の主張について

審査請求人は、本件処分に係る保護決定通知書に理由付記の不備があり、本件処分は違法である旨主張する。

行政手続法第8条第1項本文が、行政庁が申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合に同時にその理由を申請者に示さなければならないとしているのは、拒否事由の有無についての行政庁の判断の慎重と合理性を担保して恣意を抑制するとともに、拒否の理由を申請者に知らせて不服申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解される。そして、同条の規定により「提示される理由の程度は、許認可等の性質、当該法令の趣旨、目的に照らし決定すべきであるが、理由提示を義務付ける趣旨から、抽象

的・一般的なものでは不十分で、申請者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要であると考えられる（最高裁昭和38年5月31日2小判決・民集17巻4号617頁参照）。」（「逐条解説行政手続法〔改正行審法対応版〕」149ページ、一般財団法人行政管理研究センター編集、平成28年）とされている。また、「生活保護手帳 別冊問答集2024年度版」（中央法規出版株式会社、令和6年8月30日発行）の間10-14（396ページ）には、「本法において、決定通知書に決定理由を付記しなければならないこととされている（法第24条第4項、第25条第2項及び第26条）ことは、本法の目的が国民の最低限度の生活の保障にあるところから、保護の決定が、どのような理由によって行われたものであるかを、申請者等に十分周知させることが望ましいとの趣旨によるものである。したがって、決定通知書に付記すべき理由は、そのような趣旨を満足させるものでなければならない。これを保護の決定のそれぞれについて具体的に示すことは、困難であるが、個別のケースに応じて、決定の理由を周知させるに必要かつ十分な内容であり、申請者等が容易に理解できるような表現を用いることが望ましい。」と記載されている。

これを本件についてみると、本件処分に係る保護決定通知書の「決定した理由」には、単に局長通知第7の2(7)等に該当しないというだけの一般的又は抽象的な記載にとどまらず、判断の基礎とした事実関係（審査請求人が原告となる裁判であること、及び〇〇裁判所からの呼出であること。）も具体的に示されている。

なお、本件処分に係る保護決定通知書の「決定した理由」のうち、「口頭言論」は「口頭弁論」の、「期日呼び出し上」は「期日呼び出し状」の、「各既定」は「各規定」の誤記と認められるほか、令和〇年〇〇月〇〇日の口頭弁論に係る期日呼出しが呼出状（書面）によって行われたような記載となっている。

しかしながら、「決定した理由」の記載全体からすれば、当該口頭弁論への出頭について処分庁が審査請求人に対して指示又は指導をしたものではないことを読み取ることができるほか、上記の誤記をもって本件処分の理由が明確に認識し得ないほどの違法性又は不当性があるということもできない。

したがって、審査請求人の主張は採用できない。

ク その他の主張について

審査請求人はその他の事項についても多岐にわたり主張するが、その主張するところは本件処分と関係あるものと解することができないものか、上記の判断を左右するに足りないものであるから、いずれも審査請求人の主張には理由がない。

3 結論

以上のとおり、当審査会として、審理員が行った審理手続の適正性を含めた審査庁の判断の妥当性を審査した結果、審理手続、事実認定並びに法令の解釈及び適用（ただし、訴訟を迫行し裁判を受けることが、憲法第25条にいう健康で文化的な最低限度の生活の内容をなすものということとはできないとする部分を除く。）のいずれについても適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った部会の名称及び委員の氏名)

岐阜県行政不服審査会 第1部会

部会長 高橋勉、委員 山内沙絵子、委員 和田恵